

レビ記5章－6章7節 「代償のささげ物」

1A 目に見えない過失 1－13

1B 知っていて行わない罪 1－6

2B 罪のきよめ 7－13

2A 目に見える損害 14－6:7

1B 主の聖なるもの 14－19

2B 人の所有物 1－7

本文

私たちのレビ記の学びは、5章に入ります。今晚は、5章と6章を7節まで見ていきたいと思えます。ここは、「代償のささげ物」についてです。私たちはこれまで、主なる神に近づく時に、いけにえを通して近づくことによって、主の聖さにあずかることを見てきました。全焼のささげ物、穀物の供え物、そして交わりのささげ物がありました。それは、自発的なささげ物であり、主の憐れみに対する応答として、自ら進んで献げるものです。主はそれを受け入れられて、喜ばれます。

しかし、もし私たちが神に対して罪を犯してしまうのであれば、それは神と自分との間に仕切りを設けてしまいます。主との交わりが、罪によって途切れてしまいます。そこで、これは必ず献げなければいけないものです。献げなければ、主から切り離されており、故意に悔い改めることを拒むのであれば、主の民から断ち切られます。4章には、「罪のいけにえ」あるいは「罪のきよめのためのいけにえ」が書かれていました。

そして、5章には「代償のささげ物」を、主は教えておられます。罪のきよめのためのいけにえは、主に対して罪を犯しています。けれども、代償のささげ物については、自分の犯したその罪が、他者に損害や損傷を与えた時のいけにえです。この二つを区別しておくことは大切です。神が罪を赦してくださり、その罪責感から解放してくださるということと、その罪によってもたらされた傷が修復されて、元通りになることとは別にしなければいけません。だれかの所有物を盗んだとして、その罪を告白して神に赦していただいたから、もう何もなくてもいいということでは全くないですね。被害者が受けた損害や心の傷に対して、その人は謝罪をして償いをしなければいけません。私たちが償うことによって、そこに神が働いてくださり、癒し、また和解させてくださるのです。

1A 目に見えない過失 1－13

1B 知っていて行わない罪 1－6

¹ 人が罪に陥ったとき、すなわち、その人自身が見ていたり知っていたりする証人であるのに、証言しなければのろわれるという声を聞きながらも、それをしない場合、その人は咎を負わなければ

ならない。

ここ 1 節から 6 節までは、「人には見えない過失」が書かれています。言い換えると、悪いことが起こっているのに、それを見て見ぬふりをして、それで誰かが被害を受けるということです。良いことをしないことは、悪いことをしているのと同じように罪であることを、ヤコブは手紙の中で教えています。「4:17 こういうわけで、なすべき良いことを知っていながら行わないなら、それはその人には罪です。」ここ 1 節では、何かを見ていた、あるいは知っているのに、その証言をすることを拒むことによって、罰を受けなければいけない人が免れる、あるいは反対に、虐げられた人が報われないなど、神の正しさと憐れみが実行されないことを意味しています。

良きサマリア人の喩えが、まさにそのような過失でした。半殺しになった人が道に横たわっているのに、祭司やレビ人が通り過ぎましたね。私たちは、どれだけこのような罪を犯してきたことでしょうか？

² あるいは、汚れた生き物の死骸であれ、汚れた家畜の死骸であれ、汚れた群がるものの死骸であれ、何か汚れたものに触れて汚れていたのに、そのことが彼には隠れていて、後になって責めを覚える場合、³ または、いかなるものであれ、触れれば汚れると言われる人間の汚れに触れ、そのことを知ってはいたものの彼には隠れていて、後になって責めを覚える場合、

汚れた生き物についての教えです。11 章に、清いか、汚れているかの区別が、具体的な生き物をとって出てきます。まず、このように、生きている物でも、汚れた生き物とそうでない清い生き物があります。そして、死んだものは汚れているので、清い生き物でもその死骸は汚れたものとみなされます。そこで大事なのは、「汚れは移る」ということです。死骸に触れたら汚れるのですが、その汚れた人に触れたら、自分も汚れます。ここで誤解してほしくないのは、11 章で詳しく説明しますが、宗教的な汚れであり、内にあるものを外に表している、象徴的なものだということです。イエス様が、外から入る者は排泄されるが、内から出るものが人を汚すと言われたとおりです。

けれども、その内にあるものが、どのような形で人を汚すのかは、死体にある病原菌がいかに感染するかということを考えると分かりやすいです。私たちは、新型コロナや他の風邪など、ばい菌やウイルスを考えれば、いかに人に移るのが自ずと見えてきますね。そこで、それが内側からの汚れをよく表しているのです。怒りや悪口、噂などです。人からそれとなくそそのかされたことは、実に自分の心の中に入ってきます。そしてそれを、喜んでいさえます。そして、それを自分の中に抑えておくことが、とても難しいのです。このようにして汚れが伝播します。

そこで、再び外の汚れについて考えますと、以前、新型コロナの第一波の時に、自分がコロナに罹っていることを知りながら、行きつけのキャバレーに行き、相手をした女性たちがコロナに

感染したというニュースがありました。知らずに移してしまったのとは違い、それは犯罪として罰しないといけないのではないかという議論がありました。これが、ここに書かれている「汚れているのに、自分を隔離しなかった」「ある人が汚れているのを知っているのに、その人に触れていた」ということです。自分自身が、罪に触れて、それで汚れているのに、そのまま心の中で放置すれば、それは自分の中だけの問題ではなく、他の人に害を与える罪なのです。

⁴ また、害になることであれ益になることであれ、誓ったことが何であれ、人が軽々しく口で誓った場合、そのことを知ってはいたものの彼には隠れていて、後になってその一つについて責めを覚える場合――

軽率に口で誓ったことについて、責めを覚える場合です。主は戒めの中で、このことを定めておられます。誓ったことは果たさないといけません。イエス様は、その誓いそのものが軽いものになっているのを知っておられ、それで、誓ってはならないと戒められました。「はい」は「はい」、「いいえ」は「いいえ」としなさい、ということです。だれかが公言したことを果たさない時に、大きな損害が生じることがありますね。これは、それほど大きな罪だと思われなくてもかもしれません。けれども、被害を受けた人々にとっては、その人の言ったことが果たされないことによって、大変な傷として残ります。口が清められる必要があります。ヤコブの手紙には、「3:6 舌は火です。不義の世界です。舌は私たちの諸器官の中にあつてからだ全体を汚し、人生の車輪を燃やして、ゲヘナの火によって焼かれます。」とあります。

⁵ これらの一つについて責めを覚える場合には、自分が陥っていた罪を告白し、⁶ 自分が陥っていた罪のために償いとして、羊の群れの子羊であれ、やぎであれ、雌一匹を主のもとに連れて行き、罪のきよめのささげ物とする。祭司は彼のために、罪を除いて宥めを行う。

これらの責めについて、いけにえを献げるのですが、第一にしなければならないのは、「罪を告白」することです。自分が他人に犯した過ちを、口でもってきちんと表現しなければいけません。主に対して罪を告白し、そして人に対して謝罪するのです。そこで初めて、傷ついた関係を修復し、和解がなり立ちます。イエス様が言われました。「マタ 5:23-24 ですから、祭壇の上にささげ物を献げようとしているときに、兄弟が自分を恨んでいることを思い出したなら、ささげ物はそこに、祭壇の前に置き、行って、まずあなたの兄弟と仲直りをしなさい。それから戻って、そのささげ物を献げなさい。」

そして、いけにえは、罪のきよめのためのいけにえで、民衆の一人が罪を犯した場合の時と同じように、雌の羊あるいは、やぎを献げます。その後のいけにえの献げる手順については、罪のいけにえの時と同じなのでしょう。手を頭に置き、それから屠ります。青銅の祭壇の四隅に、その血を塗ります。残りの血は、祭壇の土台に流します。脂肪や腎臓の部分を火で焼きます。その他の

肉の部分は、祭司が受け取ります。聖なるものとして食します。

2B 罪のきよめ 7-13

⁷ しかし、もしその人に羊を買う余裕がなければ、自分が陥っていた罪の償いとして、山鳩二羽あるいは家鳩のひな二羽を主のところに持って行く。一羽は罪のきよめのささげ物、もう一羽は全焼のささげ物とする。

全焼いけにえにおいて、牛を献げるとき、羊を献げるとき、そして家鳩を献げるときに分れていました。それは、経済的な理由によるものです。だれもが、その持っているものを献げることができるように、主が用意しておられます。そして、同じように、罪の償いのためのいけにえで、羊を飼う余裕のない人々のための用意をしてくださっています。言い換えると、罪を犯して、経済的な理由でいけにえを献げられないということができないようにしています。罪を犯す人はしばしば、自分の環境のせいで、これこれのことをしてしまったと言って、時にその責任を回避しようとします。けれども、主は、その環境は大いに認めておられて、その中にあっても罪を悔い改め、神に立ち返ることができるのだ、と教えておられるのです。

そして山鳩、家鳩の場合、二羽を用意します。罪のきよめのささげ物と、全焼のささげ物です。

⁸ 彼はこれらを祭司のところに持って行き、祭司はまず、罪のきよめのささげ物となるものを献げる。彼はその頭の首のところをひねる。しかし、それを切り離してはならない。⁹ それから罪のきよめのささげ物の血を祭壇の側面につけ、血の残りはその祭壇の土台のところに絞り出す。これは罪のきよめのささげ物である。

鳩の場合は、首を切り取るのではなく、ひねるだけです。引き離しません。そして、罪のきよめのいけにえの時、祭壇の四隅に血を塗りましたが、それは行わず、代わりに祭壇の側面につけます。残りは、祭壇の土台に絞り出します。おそらく、血の量がそれほど多く絞り出すことができないからだろうと思われます。四隅につけるほどの量がないので、側面につけるだけにします。

¹⁰ 祭司はもう一羽のほうも、定めにしたがって全焼のささげ物とする。こうして祭司はその人のために、陥っていた罪を除いて宥めを行う。そして彼は赦される。

罪のきよめだけでなく、全焼のいけにえを献げるのは、罪を告白して捨てたら、再び主にお仕える献身をするということですね。ただ罪を告白しているだけでしたら、前に進めません。告白して捨てたら、前と同じように主に仕えていきます。

¹¹ もしその人が、山鳩二羽あるいは家鳩のひな二羽さえも手に入れることができないのなら、自分

の罪のために、ささげ物として、十分の一エパの小麦粉を罪のきよめのささげ物として持って行く。その人はその上に油を加えたり、その上に乳香を添えたりしてはならない。これは罪のきよめのささげ物であるから。¹² その人はそれを祭司のところに持って行く。祭司は、その中からひとつかみを覚えの分として取り、祭壇の上で、主への食物のささげ物とともに焼いて煙にする。これは罪のきよめのささげ物である。¹³ こうして、祭司は彼のために、陥っていたこれらの罪の一つのゆえに宥めを行う。そして彼は赦される。その残りは、穀物のささげ物と同様に祭司のものとなる。」

非常に興味深いことに、山鳩と家鳩のひな二羽さえも手に入れることのできない人も、小麦粉によって罪のきよめを、主は求めておられます。ここから、主がどれほど、私たちに罪を犯した時にご自身に帰ってきてほしいと願われているかが分かりますね。人を傷つけた、害を及ぼした時、どんな理由があろうとも、それを償わなければいけないということです。そのままに留まらせてはいけない、ということです。

そして、「その人はその上に油を加えたり、その上に乳香を添えたりしてはならない」と言っています。これは、全焼のいけにえなどに添えられる、献身の思いを言い表す時のいけにえとは違うからです。油は、聖霊の働きを表します。乳香は、主への祈りを示します。聖霊の油注ぎであるとか、主に聞かれる祈りというものは、まず罪がしっかり取り除かれてでなければなり立ちません。

2A 目に見える損害 14-6:7

14 節からは、もっと目に見える形での損害について、どんないけにえを献げればよいかを、教えておられます。

1B 主の聖なるもの 14-19

¹⁴ 主はモーセにこう告げられた。¹⁵「人が信頼を裏切ることをしたとき、すなわち、主の聖なるものに関して気づかずに罪に陥ってしまった場合、羊の群れから傷のない雄羊、それも、聖所のシェケルで数シェケルの償いの銀に相当すると評価される雄羊一匹を、代償のささげ物として主のもとに連れて行く。¹⁶ その人は、その聖なるものに関して罪に陥っていたことの償いをする。それにその五分の一を加えて、祭司に渡す。祭司は、その代償のささげ物の雄羊をもって彼のために宥めを行い、彼は赦される。

主の聖なるものとは、聖別された幕屋の中身であるとか、油そそがれた器などのことです。それらに損害を与えたときの罪について取り扱われています。「人が信頼を裏切ることをしたとき」とありますが、主に対する礼拝において、本当はしてはいけないことを行ったり、あるいは、しなければいけないことを行わなかったら、それは、信頼を裏切る行為です。主の名を使って、罪を犯すことが起こりえますね。例えば、教会で主に対して集められたお金を、教会以外の目的のために使っていくようなことがあれば、どうでしょうか？主の聖なるものになっていることについて、損害を与え

たら、しっかりと償いをしていかないといけません。

ここで大事なものは、金額による補償です。傷のない雄羊を献げるのですが、それが一定の金額のするもの、数シェケルのものを献げます。これで、損失分を償っているのです。それから、お金を祭司に渡します。それが、その牛を評価した金額の五分之一を加えます。

それは、「主の聖なるものに関して気づかずに罪に陥ってしまった場合」とあります私たちは、教会にささげられたお金や伝道のために用いられるものについては、最新の注意を払わなければなりません。私たちは会計において、会計士にしなくてもいいよといわれても、記録を取っているのは、そのためですね。

そして、動物がいけにえとしてほふられることに加えて、償いをしなければならないことに注目してください。五分之一を加えて祭司に渡さなければならないと命じられています。ここが大事です。神は、人の所有権をととも尊ばれます。それを侵害することは、単に物が壊された以上の損傷を与えるのです。ですから、同じ額の償いをするだけでは不十分であり、20 パーセントの利子をつけて支払わなければいけないことが、ここから分かります。

出エジプト記 21 章から 23 章に、裁き司、つまり裁判官に対する神の定めが書かれています。そこに人のものを盗んだ場合についての定めがありますが、盗んだものを単に返済すればよいものではありません。物品については二倍にして償います。牛や羊についてであれば、一匹につき、四匹で償わないといけません。なぜ、そこまで厳しいのか？それは、人のものを盗むということは、ただ物がなくなるのではなく、その物品を人に任されたところにある尊厳、神のかたちに傷を与えたからです。これは、誰かから傷を受けた人は良く分かりますが、補償の額が問題なのではないのです。慰謝料と言ったらよいでしょうか、精神的な苦痛が問題なのです。ですから、単に物を返却すればよいのではなく、二倍にして返すのです。ここの聖なるものについては、五分之一を金銭で加えて支払うことで、償いを果たします。

¹⁷また、もし人が罪に陥っていて、主がしてはならないと命じたすべてのうち一つでも行いながら自覚がなく、後になって責めを覚えるなら、その人はその咎を負う。¹⁸ その人は羊の群れから、代償として評価された、傷のない雄羊一匹を祭司のところ連れて行く。祭司は彼のために、彼が自覚せずに、また気づかずに犯した過失のゆえに宥めを行う。そして彼は赦される。¹⁹ これは代償のささげ物である。彼は確かに主の前に償いの責めを負っていた。」

14 節から 16 節が、主に対する聖なるものを損なった場合でしたが、ここ 17 節は、それ以外のものです。物が関わっていないことです。聖なることについて罪を犯していても、道徳的なことであるとか、目に見えないことです。これは目分量で量ることはできませんから、単純に、代償として評

価された雄羊一匹を献げます。

教会において、お金のことでなければ、例えば、キリストの名によって争いごとをしたとしましょう。数多くの人をその中で傷つけてしまいました。一般社会なら名誉棄損でしょうが、教会で起こったことは教会で裁かないといけません。これは実話かどうかわかりませんが、ある女性が、牧師のことについて噂をしました。その噂によって、牧師は多大な損失を被りました。彼女はそのことに気づいて、噂を立てたことを悔い改め、謝罪に行きました。牧師は建物の屋上に連れて行きました。枕を手にしていました。それにナイフを入れて、中の羽毛が風で飛び散ってしまいました。そして牧師は彼女に言います。「この羽毛を取りに行ってください。」それは、到底できないことを知っています。噂が、数で量ることのできない傷をもたらしたことをよく示す話です。

2B 人の所有物 1-7

14 節から 17 節までは、主への聖なることに関する事柄ですが、次、6 章からは、一般の社会において起こる、物的損害の話です。

¹ 主はモーセにこう告げられた。²「人が罪に陥っていて主の信頼を裏切るとき、すなわち、預かり物や担保の物やかすめた物について同胞を欺いたり、あるいは同胞を脅迫してゆすり取ったり、³ あるいは落とし物を見つけながらも欺いたりするなどして、人が罪に陥って行う事柄の一つについて、偽りの誓いをするようなとき、⁴ その人が罪に陥り、後になって責めを覚える場合には、そのかすめた品や脅迫してゆすり取った物、自分に託された預かり物、見つけた落とし物、⁵ あるいは、それについて偽って誓った物をすべて返さなければならない。元の物を償い、また、それに五分の一を加えなければならない。彼は自分が責めを覚えるときに、その元の所有者にそれを返さなければならない。

出エジプト記 22 章では、盗みを働いた時には二倍にして返さないといけないという定めがあります。ここでは、少し微妙な形で、人のものを奪い取る時のことです。預かり物や担保の物をかすめ取る時。次に、脅迫してゆすり取る時。落とし物を見つけたのに、届け出なかったときなどです。あからさまな盗みではないけれども、明らかに不法な形で人から奪い取っている場合です。この時は、五分の一を加えて償います。

⁶ その人は羊の群れから、傷のない、代償として評価された雄羊一匹を、主への自分のための代償のささげ物として、祭司のところに連れて行く。⁷ 祭司は主の前でその人のために宥めを行う。彼は、自分が行って責めを覚えるようになったどのことについても赦される。」

ここレビ記では、裁き司ではなく、祭司が幕屋で行うことを主は中心に語っておられるのですが、それが先ほどと同じ、代償として評価された雄羊を祭司のところに持っていきます。それから、主

の前に出なければいけません。いけにえを献げることによって、その人の罪は赦されます。主はいつも真実な方です。正しい方です。主は、一人一人、ご自身に立ち直らせて、再びチャンスを与えて、新たにご自身と歩んでほしいと願っておられます。

私たちが、この地上に生きている限り、自分が相手に傷を与えることがあります。反対に、自分が相手から傷を受けることがあります。そして、それは教会の中、キリスト者の間においても同じです。つまりは避けられません。だからこそ、主は弟子たちに対して、教会で罪を犯した人については、一人でその人に罪を指摘しなさい、それでだめなら、二人、三人の証人をつけなさい。それでだめなら、教会全体で指摘しなさいと、対処する道を示してくださっています。代償のいけにえは、神の憐れみです。私たちに回復の道、キリストの受けられた傷を自分たちのものにしていく道を教えてくれています。